

開会の宣言

事務局 只今から令和8年1月の定例総会を開催いたします。出席委員は、12名中11名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議長 10時00分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は、4番 山崎廣美 委員と、5番 川崎信彦 委員にお願いします。会議書記は事務局職員の仲野さんにお願いします。次回の会議について日程説明。

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は、4件でございます。全4件は所有権移転に関するものです。
「議案第1号、通り番1から4を、議案書をもとに朗読」
全4件は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 議案第1号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

■通り番1、2

10番委員 通り番1と2を続けて説明します。
まず通り番1ですが、譲渡人の■■■■さんは高齢になり耕作管理ができないため、■■■■さんが買い受けるとのことです。世帯責任者は■■■■さんですが、今回は妻で

	<p>ある■■■■さんの名義で買い受けるとのことです。また、申請地には農舎が建っておりますが、併せて買い受けるとのことです。申請地は鳥越地区入口に立つ大富神社の鳥居がある付近です。</p> <p>続きまして、通り番2ですが、■■■■さんと■■■■さんの農地を■■■■さんが買い受けて耕作するとのことです。申請地は日新工業の周辺で■■さんの自宅付近です。</p> <p>関係書類も揃っております、特に問題もありませんのでご審議よろしくお願いします。</p>
議長	<p>議案第1号の通り番1と2について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。</p>
議長	<p>無いようでございますので、続きまして通り番3につきまして、地元委員の説明及び意見をお願いします。</p>
9番委員	<p>■通り番3</p> <p>通り番3を説明します。</p> <p>譲渡人は■■■■■さん、■■■■■さん、■■■■■■さんの3名で、いずれも耕作管理できないため売却することです。譲受人は■■■■さんです。</p> <p>申請地は三毛門にあるドラッグストアモリの南側に4筆、元パチンコ屋ベースの裏に1筆あります。</p> <p>譲受人の■■■■さんは周辺で耕作を行っており、今後の管理についても問題ないと思われます。</p> <p>関係書類も揃っております、特に問題ありませんので、ご審議よろしくお願いします。</p>
議長	<p>議案第1号の通り番3について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。</p>
議長	<p>無いようでございますので、続きまして通り番4につきまして、地元委員の説明及び意見をお願いします。</p>

	<p>■ 通り番 4</p> <p>通り番 4 を説明します。</p> <p>譲渡人の ■ ■ ■ ■ さんですが、遠方に住んでおり、また高齢により耕作管理ができないということで、 ■ ■ ■ ■ さんに譲り渡すものです。</p> <p>■ ■ さんは営農組合のオペレーターをしており、耕作管理も問題ないと思われます。</p> <p>関係書類も揃っており、特に問題はありませんので、ご審議よろしくお願いします。</p>
議長	<p>議案第 1 号の通り番 4 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。</p>
議長	<p>無いようでございますので、議案第 1 号の農地法第 3 条の規定による許可申請については、全て原案通り可決してよろしいですか。</p>
全員	異議なし
議長	<p>全員異議なしとのことですので、議案第 1 号は、全て原案通り可決いたします。</p>
	<p>議案第 2 号</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について</p>
議長	<p>続いて、議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今月の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は、1 件でございます。</p> <p>「議案第 2 号、通り番 1 を、議案書をもとに朗読」</p>
議長	<p>議案第 2 号について事務局の朗読と説明が終わりました。通り番 1 につきまして、地元委員の説明及び意見をお願</p>

	いします。
5番委員	<p>■ 通り番 1</p> <p>通り番 1について説明します。</p> <p>申請地は、八屋本町団地の先の信号のある交差点の左手に■ ■ ■ 設計がありますが、その道を挟んだ海側です。</p> <p>元々、会社の駐車場は駐車台数がほとんどなく、会社前の道路が整備されたため交通量が増えたことで、事故の危険性も高まったことから、すでに管理のみで耕作されていない農地を買い受けて従業員及び来客者の駐車場としたいとのことです。</p> <p>関係書類も揃っており特に問題ありませんので、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	議案第 2 号の通り番 1について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
議長	無いようでございますので、議案第 2 号の農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について、全て原案通り可決してよろしいですか。
全員	異議なし
議長	異議なしのことですので、議案第 2 号は、全て原案通り可決し県に進達いたします。
	<p>議案第 3 号</p> <p>非農地証明交付申請の承認について</p>
議長	続いて、議案第 3 号 非農地証明交付申請の承認について、事務局より朗読と説明をお願いします。
事務局	今月の非農地証明交付申請の承認は、1 件でございます。 「議案第 3 号、通り番 1 を議案書をもとに朗読」

議長	議案第3号について事務局の朗読が終わりました。通り番1につきまして、地元委員から説明をお願いします。
9番委員	<p>■通り番1</p> <p>通り番1について説明します。</p> <p>申請地は三毛門にあります、元パチンコ店ベースのある所です。昭和57年9月10日、パチンコ店及び駐車場として農地法第5条許可済みであります。地目は農地のままでありますが、建物も残存しており農地としての復旧は不可能だと思います。</p> <p>現地確認及び事実確認、関係書類も揃っており特に問題ありませんので、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	議案第3号の通り番1について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
議長	無いようでございますので、議案第3号の非農地証明交付申請の承認については、全て原案通り可決してよろしいですか。
全員	異議なし
議長	全員異議なしとのことですので、議案第3号は原案通り可決いたします。
議長	以上をもちまして、全議案の審議をすべて終了いたしましたので、これで今月の定例総会は終了いたします。
閉会の宣言	
16時50分閉会を宣言する。	